

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 様

避難等に伴う「精神的損害」に係る賠償に関する
緊急要求書

令和4年4月19日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 内堀 雅 雄

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 菅野 孝 志

副会長 福島県商工会連合会 会長 轡田 倉 治

副会長 福島県市長会 会長 相馬市長 立谷 秀 清

副会長 福島県町村会 会長 広野町長 遠藤 智

避難等に伴う「精神的損害」に係る賠償に関する緊急要求

福島復興・再生には原子力発電所事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、これまで幾度にもわたり、国及び東京電力に対し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が確実に迅速になされるよう強く求めてきたところである。

前例のない原子力発電所事故により、福島県民に広範かつ長期に及ぶ損害が生じている中、これまでに、多くの被害者への迅速かつ公平な賠償を実現するため、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「指針」等を基に賠償の枠組みが一つ一つ構築され、賠償請求手続が進められてきた。

こうした中、住民の方々が慰謝料等を求めた集団訴訟において、東京電力に対し、「指針」を上回る賠償を命じた複数の控訴審判決が、最高裁判所の決定により今年3月に確定したところである。

東京電力においては、こうした事実を踏まえ、改めて、被害者の様々な思いを真摯に受け止めるとともに、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、被害の実情に応じた的確、迅速な賠償を徹底し、原子力災害の原因者としての責任を全うすべきである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と、次の事項について早急な対応を強く要求する。

1 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償

- (1) 確定した判決の内容を踏まえ、改めて、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応すること。
- (2) 原子力災害の原因者としての自覚を持って、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実に迅速に行うこと。
また、個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

2 消滅時効への対応

全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底することはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。